公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年８月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年６月３日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　攝津電機工業株式会社　賀内　一彦　大阪府箕面市稲６－２－１　国土交通大臣許可（特－４）第20034号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年６月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年８月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年６月19日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社北前建設　北前　雅弘　兵庫県神戸市垂水区神和台３－８－２　国土交通大臣許可（般－６）第27594号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年６月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年８月４日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年６月30日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社平山電機興業　代表清算人　平山　茂樹　奈良県高市郡明日香村岡1153　国土交通大臣許可（般－５）第27399号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年６月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告